

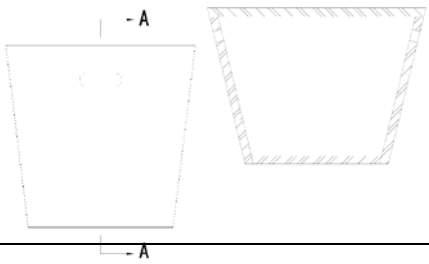
意匠分類記号	意匠分類の名称
D 6 - 4 0 1	マガジンラック

対応する旧意匠分類 移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
D 1 - 3 1 1	全	マガジンラック
D 1 - 3 1 1 A	全	マガジンラック(つり手付き)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C 3 - 3 7 0 0	ごみ箱

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
マガジンラック	新聞入れ

定義
<ul style="list-style-type: none"> ・室内で雑誌や新聞を立て掛けたり差し込んだりして整理・保管する小型の収納具(縦方向には一段で、横方向も幅の広くないもの)。 ・専用の特徴を持った部品・付属品を含む。
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>登録1152315号 マガジンラック</p>  </div>

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・雑誌・新聞配架用であっても、縦方向に二段以上、または横方向の幅が広いものはD 6 - 5 代。
- ・本棚(D - 5 1 0)、机上用本立て(F 2 - 7 3 1 4 1)、新聞整理箱(D 6 - 4 6 2)、新聞掛け台(D 6 - 5 0 0)を除く。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称	
マガジンラック	新聞入れ